

基地協 ニュース

発行：座間市基地返還等市民連絡協議会 発行日：令和6年3月29日
 事務局：座間市総合政策部総合政策課基地政策係 046-252-8307（直通）
 座間市HP：<http://www.city.zama.kanagawa.jp/>

令和5年度 定期総会開催

令和5年7月4日に、令和5年度座間市基地返還等市民連絡協議会定期総会をハーモニーホール座間にて開催しました。

総会では、「令和4年度事業実績及び収支決算並びに監査報告について」「協議会会則の改正について」「令和5年度事業計画及び予算並びに令和5年度役員を選任について」の議案が審議され、全て承認されました。



令和5年7月4日定期総会の様子

基地等視察

本協議会では基地への理解を深めるための重要事業として視察を実施しています。

令和5年2月8日（令和4年度事業）には基地協メンバー31名が『在日米陸軍キャンプ座間』を訪れ、在日米陸軍基地管理本部の担当者から、在日米陸軍基地管理本部の役割やキャンプ座間に所在する施設の説明を受けました。

野戦病院装備の説明を受けている様子
 （於 相模総合補給廠）令和6年2月13日



在日米陸軍基地管理本部司令官ハンター大佐挨拶の様子
 （於 相模原住宅地区）令和6年2月13日



キャンプ座間にて説明を受けている様子
 （於 キャンプ座間）令和5年2月8日

令和6年2月13日（令和5年度事業）には、令和4年度に引き続き、キャンプ座間の関連施設である、相模原市に所在する『相模原住宅地区』、『相模総合補給廠』にて基地協メンバー27名が視察を行い、各施設の説明を受けました。

当日は、視察の冒頭に在日米陸軍基地管理本部司令官のハンター大佐から挨拶をいただきました。

主に軍人軍属、その家族が居住するための住居及び厚生施設が所在している『相模原住宅地区』で学童センターを見学後、在日米陸軍の物資保管、兵站業務を担っている『相模総合補給廠』に移動し、野戦病院のための装備品の見学や所在する施設の見学をしました。

在日米陸軍基地の現況に対する認識を深めた1日となりました。

重要土地等調査法って何？

【重要土地等調査法とは】

正式な名称を「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）」といい、重要施設（防衛関係施設等）及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用を防止することを目的とした法律です。

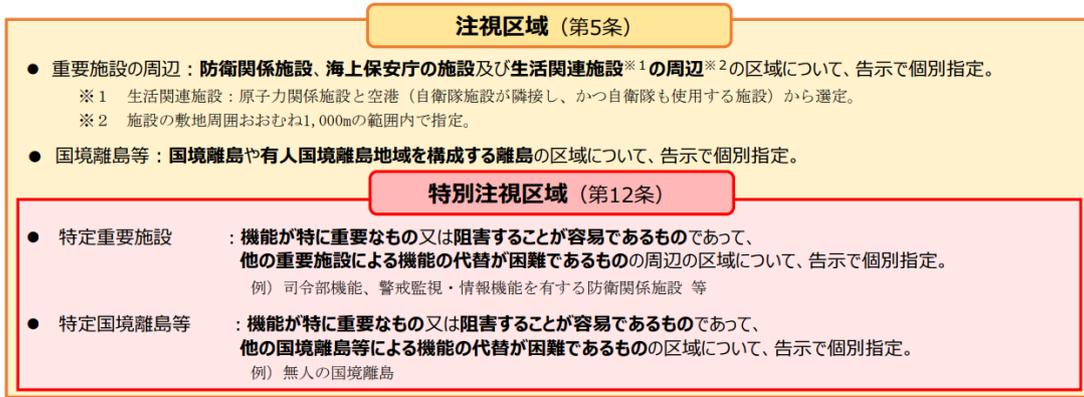
法律の成立に伴い、「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」が令和4年9月16日に閣議決定されました。基本方針の主な内容は以下のとおりです。

① 重要施設及び国境離島等の機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的方向

- ・ 国境離島や防衛関係施設周辺等における土地の所有・利用をめぐることは、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきました。こうした状況の中「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」ことが決定されました。
- ・ 閣議決定を受け、内閣官房に「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」が設置され、同会議の提言を踏まえ、重要土地等調査法が令和3年6月23日に公布され、令和4年9月20日に全面施行されました。
- ・ この基本方針では法の規定による措置を実施するに当たっては、国民の自由や権利の尊重と安全保障の確保の両立を図ることや個人情報の厳格な管理をすること等の留意事項も定められています。

② 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項

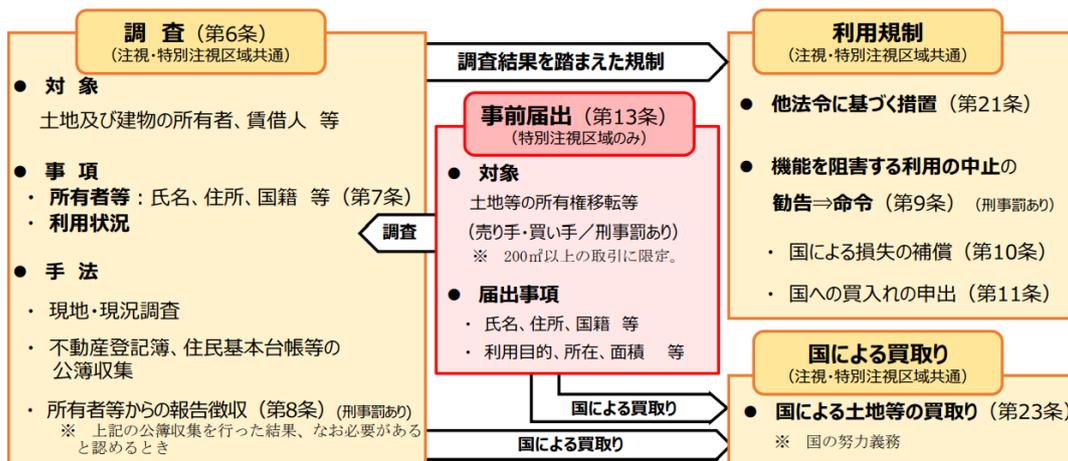
- ・ 区域指定には「注視区域」と「特別注視区域」があり、基本方針の内容に照らし、以下によって判断されます。



出典：内閣府「重要土地等調査法の概要」

③ 土地等の利用の状況等についての調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項

- ・ 注視区域・特別注視区域内の土地等を利用して機能阻害行為が行われることを防止するため、それらの土地等の利用状況を調査することとしています。また、特別注視区域内にある土地等に関する所有権等の移転又は設定をする契約を締結する場合には、契約の当事者に、届出を求めるとしています。
- ・ 注視区域・特別注視区域内の土地等を利用して機能阻害行為が行われた場合等に、土地等の利用者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告・命令を行うこととしています。



出典：内閣府「重要土地等調査法の概要」

【座間駐屯地、キャンプ座間の区域指定について】

国はこれまでに3回の区域指定を行っており、既に計399箇所の防衛関係施設等の区域指定が告示、施行されています。さらに令和5年12月26日に行われた「第8回土地等利用状況審議会」において4回目、184箇所の区域指定の候補が示されました。

指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設として座間市に所在する座間駐屯地（自衛隊）、キャンプ座間（米軍）が特別注視区域の候補として示されました。

— 重要土地等調査法についてのお問い合わせ先 —
内閣府重要土地等調査法コールセンター
電話番号 0570-001-125（平日9:30～17:30）